

林政審議会国有林部会の設置について

1 設置の趣旨

農林水産省では、平成21年12月に「森林・林業再生プラン」を発表しており、国有林野事業については、公益重視の管理経営のより一層の推進、民有林への指導やサポート、森林・林業政策への貢献を行うとともに、そのために組織・事業の全てを一般会計に移行することを検討することとされている。

また、昨年10月には、行政刷新会議により、国有林野事業特別会計の事業仕分けが実施され、特別会計を一部廃止し一般会計に統合、負債返済部分は、区分経理を維持するとの評価結果がだされたところである。

一方、国有林野事業特別会計の一般会計化にあたっては、1.3兆円の債務返済など、慎重に検討すべき課題が存在していることから、「森林・林業再生プラン」の推進に向けた一般会計化後の国有林野の管理経営のあり方や、債務返済の見通し及び債務返済に係る新たな区分経理のあり方等について慎重に検討するため、林政審議会の下に、国有林部会を設ける。

2 部会の構成等

- (1) 林政審議会令第5条第1項の規定に基づき、林政審議会に国有林部会（以下、「部会」という）を置く。
- (2) 同第2項の規定に基づき、部会は、林政審議会議長が指名する林政審議会委員をもって構成する。
- (3) 同第3項及び第4項の規定に基づき、部会に部会長を置き、部会長は部会に属する委員のうちから互選する。
- (4) 部会においては、必要に応じ専門家に参考人として参加を求めることとする。

3 検討スケジュール（予定）

部会における調査・審議は、1ヶ年程度とする。

- H23. 1月 農林水産大臣から林政審議会に今後の国有林野の管理経営のあり方について諮問
第1回部会開催
以降、毎月1回程度開催
- H23. 7月 林政審議会に中間報告、林政審議会として中間報告を公表
- H23. 12月 林政審議会における提言のとりまとめ（答申）